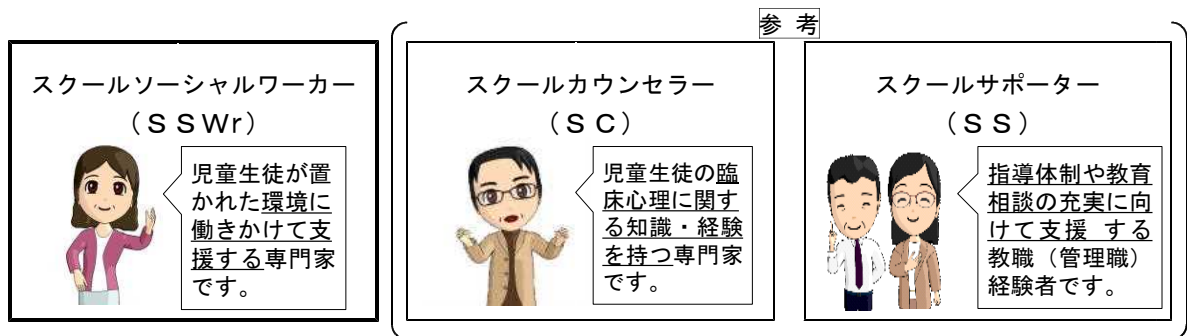


Q3：スクールソーシャルワーカー（SSWr）の役割や活用について教えてほしい。

A： 県教委では、児童・生徒指導における学校支援のため、スクールソーシャルワーカー（SSWr）やスクールカウンセラー（SC）、スクールサポーター（SS）を配置している。

SSWrとは、「社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家」と、生徒指導提要に示されている。

県教委では、平成28年度現在、7つの教育事務所に計10名のSSWrを配置している。以下に、本県におけるSSWrの主な役割と活用について示す。詳細については、「[スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック](#)」（H29.3 県教委）を参照すること。



1 SSWrの主な役割

(1) 福祉的支援として

- ①児童生徒が置かれた環境の改善に向けた対応
 - ・児童生徒やその保護者に対する家庭訪問による支援
 - ・学校や家庭に対する電話による支援
 - ・学校や家庭へ各機関が行っている支援事業の情報提供
- ②福祉的な視点による貧困や虐待等への対応
 - ・ケース会議に参加し、支援策について助言
 - ・児童生徒や家庭を福祉部局や児童相談所、医療機関とつなぎ、支援体制を構築

(2) 問題行動等対策として

- ①児童生徒の健全育成に向けた対応
 - ・児童生徒やその保護者に対する家庭訪問による支援
 - ・学校や家庭に対する電話による支援
 - ・家庭や友人関係などの児童生徒が置かれた環境の改善に向けた支援
- ②福祉的な視点によるいじめや不登校等への対応
 - ・ケース会議に参加し、支援策について助言
 - ・警察や児童相談所等、関係機関と連絡調整、情報交換

(3) エリアスーパーバイザー（ASV）として

- ①緊急事態への対応
 - ・重篤又は緊急を要する事案に対し、各学校を支援
- ②市町SSWrへの支援
 - ・市町SSWrが関わっている事案の対応を支援
 - ・講師として、児童虐待や健全育成等の研修会に参加

2 S S W rの活用について

児童生徒の問題行動等の解決のため、その児童生徒が置かれた環境に対する働きかけや、関係機関等との連携が必要と考えられる事案に対して要請する。特に、「校内における支援だけでは解決が困難である」、「どの関係機関と連携したらよいか分からない」という場合に、S S W rの要請を検討する。

